

一般社団法人北海道リハビリテーション専門職協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人北海道リハビリテーション専門職協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

(公告の方法)

第3条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、北海道内のリハビリテーション専門職団体である公益社団法人北海道理学療法士会、公益社団法人北海道作業療法士会、一般社団法人北海道言語聴覚士会の会員相互の連携により、地域に根ざした活動及び研修等をリハビリテーションの立場から行い、その取り組みを支援・促進することを図り、もって道民の医療・保健・福祉・介護の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) リハビリテーション専門職に共通する知識及び技術の向上に関する事業
- (2) リハビリテーション専門職に係る広報事業
- (3) リハビリテーションに関する相談事業
- (4) リハビリテーション活動を通じた地域づくり支援事業
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人は、次の2種を会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した公益社団法人北海道理学療法士会、公益社団法人北海道作業療法士会、一般社団法人北海道言語聴覚士会及びその団体の推薦を受けたリハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）

の国家資格を有する個人

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助するために入会した個人 又は団体

(会員資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会届を提出し、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、又は団体においては解散したとき
- (2) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (3) 総正会員が同意したとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に毎年1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集するには、会長は、総会の日1週間前までに正会員に対し、総会の目的たる事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面によって通知しなければならない。ただし、会長は、正会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。
- 3 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 4 会長は、前項による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法によって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。これらの方法により行使した議決権の数は出席した正会員の議決権の数に参入する。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中からその総会において選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第22条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上14名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐して、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条第1項に定める員数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第29条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該理事又は監事が善意でかつ重大な過失がない場合には、この法人は、同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事の提案にかかる決議事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

第36条 この法人の事業の円滑な推進を図るため、理事会の決議により、各種の委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 計算

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得て、総会で報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第40条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 補則

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第45条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第46条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 太田 誠、柿澤 雅史、濱本 龍哉、清水 兼悦、吉岡 英章、
浅野 葉子、小橋 透、藪 貴代美、大澤 真理

設立時代表理事 太田 誠

設立時監事 信太 雅洋、菊地 啓介

(設立時社員の名称及び住所)

第47条 この法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

札幌市中央区北三条西二丁目1番地

設立時社員 公益社団法人北海道理学療法士会

札幌市北区北七条西二丁目6番地

設立時社員 公益社団法人北海道作業療法士会

札幌市中央区南五条西十一丁目1289-5 札幌医学技術福祉歯科専門学校内

設立時社員 一般社団法人北海道言語聴覚士会

(法令の準拠)

第48条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に定めるところによる。